（中期計画に定めた不要財産の払戻しの催告に係る通知）

第十三条の三　機構は、通則法第四十四条第三項の中期計画において通則法第三十条第二項第四号の二の計画を定めた場合において、通則法第四十六条の三第一項の規定により、民間等出資に係る不要財産について、出資者に対し当該民間等出資に係る不要財産に係る出資額として経済産業大臣が定める額の持分の全部又は一部の払戻しの請求をすることができる旨を催告しようとするときは、前条第一項各号に掲げる事項を経済産業大臣に通知しなければならない。

2　経済産業大臣は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、財務大臣にその旨を通知するものとする。

（催告の方法）

第十三条の四　通則法第四十六条の三第一項に規定する主務省令で定める催告の方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）による提供とする。

一　民間等出資に係る不要財産の内容

二　通則法第四十六条の三第一項の規定に基づき当該不要財産に係る出資額として主務大臣が定める額の持分の全部又は一部の払戻しの請求をすることができる旨

三　通則法第四十六条の三第一項に規定する払戻しについて、次に掲げる方法のうちいずれの方法によるかの別

イ　当該不要財産の払戻しをすること

ロ　通則法第四十六条の三第三項に規定する主務大臣が定める基準により算定した金額により払戻しをすること

四　当該払戻しを行う予定時期

五　第三号ロの方法による払戻しの場合における当該払戻しの見込額

2　前項の規定により催告するに際し、当該不要財産の評価額が当該不要財産の払戻時の帳簿価額又は取得時の帳簿価額のいずれか低い額を超えることその他の事情があるため、払戻しの方法が前項第三号イの方法により難い場合には、その旨を当該催告の相手方に対し、通知するものとする。

（民間等出資に係る不要財産の譲渡の報告等）

第十三条の五　機構は、通則法第四十六条の三第三項の規定により民間等出資に係る不要財産の譲渡を行ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を経済産業大臣に提出するものとする。

一　当該不要財産の内容

二　譲渡によって得られた収入の額

三　譲渡に要した費用の費目及び費目ごとの金額及びその合計額

四　譲渡した時期

五　通則法第四十六条の三第二項の規定により払戻しを請求された持分の額

2　前項の報告書には、同項各号に掲げる事項を証する書類を添付するものとする。

3　経済産業大臣は、第一項の報告書の提出を受けたときは、通則法第四十六条の三第三項の規定により経済産業大臣が定める基準に従い算定した金額（当該算定した金額が第一項第五号の持分の額に満たない場合にあっては、当該持分のうち通則法第四十六条の三第三項の規定により経済産業大臣が定める額の持分を含む。）を機構に通知するものとする。

4　機構は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、同項の規定により通知された金額により、第一項第五号の持分（当該通知された金額が当該持分の額に満たない場合にあっては、前項の規定により経済産業大臣から通知された額の持分）を、当該請求をした出資者に払い戻すものとする。

（資本金の減少の報告）

第十三条の六　機構は、通則法第四十六条の三第四項の規定により資本金を減少したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に報告するものとする。

第十四条の見出しを「（通則法第四十八条第一項に規定する主務省令で定める重要な財産の範囲）」に改める。

第十五条の見出しを「（通則法第四十八条第一項に規定する主務省令で定める重要な財産の処分等の認可の申請）」に改める。

附則第二条中「第一条」を「第一条の二」に改める。

附則第五条の見出しを「（通則法第四十八条第一項に規定する主務省令で定める重要な財産の範囲に関する経過措置）」に改める。

（独立行政法人日本貿易振興機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正）

第七条　独立行政法人日本貿易振興機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十五年経済産業省令第百十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「独立行政法人日本貿易振興機構（以下「機構」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）」を「機構に係る通則法」に改め、同条を第一条の二とし、第一条として次の一条を加える。

（独立行政法人通則法第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産）

第一条　独立行政法人日本貿易振興機構（以下「機構」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産は、その保有する財産であって、その通則法第四十六条の二第一項又は第二項の認可に係る申請の日（各項ただし書の場合にあっては、当該財産の処分に関する計画を定めた通則法第三十条第一項の中期計画の認可に係る申請の日。以下この条において同じ。）における帳簿価額（現金及び預金にあっては、申請の日におけるその額）が五十万円以上のもの（その性質上通則法第四十六条の二の規定により処分することが不適当なものを除く。）その他経済産業大臣が定める財産とする。

第九条の次に次の二条を加える。

（対応する収益の獲得が予定されない資産除去債務に係る除去費用等）

第九条の二　経済産業大臣は、機構が業務のため保有し又は取得しようとしている有形固定資産に係る資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額（以下この条において「除去費用等」という。）についてその除去費用等に対応すべき収益の獲得が予定されていないと認められる場合には、当該除去費用等を指定することができる。

（譲渡差額を損益計算上の損益に計上しない譲渡取引）

第九条の三　経済産業大臣は、機構が通則法第四十六条の二第二項の規定に基づいて行う不要財産の譲渡取引についてその譲渡差額を損益計算上の損益に計上しないことが必要と認められる場合には、当該譲渡取引を指定することができる。

第十三条の見出しを「（通則法第四十八条第一項に規定する主務省令で定める重要な財産）」に改める。

第十四条の見出しを「（通則法第四十八条第一項に規定する主務省令で定める重要な財産の処分等の認可の申請）」に改める。

（独立行政法人原子力安全基盤機構に関する省令の一部改正）

第八条　独立行政法人原子力安全基盤機構に関する省令（平成十五年経済産業省令第九十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「独立行政法人原子力安全基盤機構（以下「機構」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）」を「機構に係る通則法」に改め、同条を第一条の二とし、第一条として次の一条を加える。

（独立行政法人通則法第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産）

第一条　独立行政法人原子力安全基盤機構（以下「機構」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産は、その保有する財産であって、その通則法第四十六条の二第一項又は第二項の認可に係る申請の日（各項ただし書の場合にあっては、当該財産の処分に関する計画を定めた通則法第三十条第一項の中期計画の認可に係る申請の日。以下この条において同じ。）における帳簿価額（現金及び預金にあっては、申請の日におけるその額）が五十万円以上のもの（その性質上通則法第四十六条の二の規定により処分することが不適当なものを除く。）その他経済産業大臣が定める財産とする。

第九条の次に次の二条を加える。

（対応する収益の獲得が予定されない資産除去債務に係る除去費用等）

第九条の二　経済産業大臣は、機構が業務のため保有し又は取得しようとしている有形固定資産に係る資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額（以下この条において「除去費用等」という。）についてその除去費用等に対応すべき収益の獲得が予定されていないと認められる場合には、当該除去費用等を指定することができる。